

被扶養者現況調査に関するQ & A 【平成 27 年度版】

<調査票編>

- Q 1. 一旦、被扶養者と認定したのに、なぜ再調査（現況調査）を行うのですか。
- Q 2. 被扶養者がいるのに、調査表に載っていないのはどうしてですか。
- Q 3. 被扶養者の収入限度額とはいくらですか。
- Q 4. 4月に就職した子どもが調査表に載っていますが、どうしたらよいですか。
- Q 5. 収入には非課税である遺族年金、恩給、障害者年金も含まれるのでしょうか。
- Q 6. 自営業者の収入はどのようにみればよいですか。
- Q 7. 被扶養者が否認された場合は、どんな手続きとなりますか。
- Q 8. 妻の今年（平成 27 年 1～12 月）のパート収入が 130 万円を超えましたが、どうしたらよいですか。
- Q 9. 妻の前年の所得証明書を見ると収入※が 130 万円（満 60 歳以上または障害年金受給者は 180 万円）を超えていたが、今年は 130 万円未満になると思われます。
引き続き被扶養者でいることができますか。
- Q 10. 学生（就学）の場合とはどのような範囲をいうのですか。
- Q 11. 12 月（1 月）末で退職しますが、調査表を提出する必要がありますか。

<調査表編>

Q 1. 一旦、被扶養者と認定したのに、なぜ再調査（現況調査）を行うのですか。

A 1. 被扶養者認定後における収入等の変化等に伴い、被扶養者資格要件に逸脱がないか状況を確認し、公平公正な扶養認定を行うためです。

健康保険法施行規則第 50 条に基づき定期的な被扶養者認定状況の確認を実施いたしますので事業主、被保険者の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

Q 2. 被扶養者がいるのに、調査表に載っていないのはどうしてですか。

A 2. 平成 27 年度の調査対象者は、18 歳以上（平成 9 年 4 月 1 日以前生まれ）の被扶養者です。

ただし、以下の方は調査対象外とします。

- ① 平成 27 年 1 月 1 日以降に扶養認定された被扶養者
- ② 平成 28 年 3 月末までに後期高齢者医療制度へ移行する被扶養者
（昭和 16 年 3 月 31 日以前生まれ）
- ③ 平成 27 年 1 月 1 日以降に再加入、転籍した被保険者の被扶養者
- ④ 任意継続被保険者の被扶養者

※調査対象ではない被扶養者は、印字されません

Q 3. 被扶養者の収入限度額とはいくらですか。

A 3. 北陸電力健康保険組合規程「被扶養者認定基準」に明示しているとおり、主として被保険者により生計を維持されている者が被扶養者となります。
判断基準としては対象者の「年間収入が130万円未満（60歳以上または障害年金受給者は180万円）」で「被保険者の年収の半分未満」であることです。
たとえ年間収入が130万円未満であったとしても、生計維持の実態がない場合は被扶養者になれないこととなります。
なお、詳細な事項については、当健康保険組合本部にご相談下さい。

Q 4. 4月に就職した子どもが調査表に載っていますが、どうしたらよいですか。

A 4. 下記申請書にて、速やかに扶養から外す手続きを行ってください。
「**家族異動届兼健康保険被扶養者認定申請書（電力用）**」
「**健康保険被保険者異動 被扶養者認定申請書（関係会社用）**」
に保険証を添付して提出下さい。
また、調査表の職業欄に「就職」、備考欄には「申請書送付済み」と記入ください。
※4月以降保険証を使用していた場合は、保険給付金を清算いたします

Q 5. 収入には非課税である遺族年金、恩給、障害者年金も含まれるのでしょうか。

A 5. 収入はすべて含まれます。収入の範囲は税法上とは異なります。最新の「年金振込通知書写し」または「年金改定通知書写し」を添付してください。

Q 6. 自営業者の収入はどのようにみればよいですか。

A 6. 事業所得者、農業従事者等の収入については、必要経費を差引いてみています。
不動産所得、事業所得および雑所得は所得税法上の必要経費があります。
また、山林所得、譲渡所得は必要経費に加えて特別控除額があります。
なお、給与所得や公的年金額には必要経費はありません。

Q 7. 被扶養者が否認された場合は、どんな手続きとなりますか。

A 7. 被扶養者に該当しない場合は、下記申請様式に保険証を添えて、速やかに扶養から外す手続きを行って下さい。

「家族異動届兼健康保険被扶養者認定申請書（電力用）」

又は「健康保険被保険者異動 被扶養者認定申請書（関係会社用）」

また、健康保険組合で審査し、被扶養者に該当しないと判明した場合は、当健康保険組合から対象者（被保険者）に連絡いたします。

※ 非該当となった場合、保険給付金の清算（戻入）をお願いすることがあります。
なお、当健康保険組合脱退後の健康保険は、市町村の国民健康保険への加入手続きとなりますので、詳細事項については市区町村窓口にご相談下さい。

Q 8. 妻の今年(平成 27 年 1～12 月)のパート収入が 130 万円を越えましたが、どうしたらよいですか。

A 8. 下記申請書にて、速やかに扶養から外す手続きを行ってください。

「家族異動届兼健康保険被扶養者認定申請書（電力用）」

「健康保険被保険者異動 被扶養者認定申請書（関係会社用）」

に保険証を添付して提出下さい。

また、調査表の備考欄に「脱退の申請書を送付済み」と記入ください。

※脱退の申請が遅れた場合、保険給付金の清算（戻入）が発生することもありますので了承願います

なお、前年の調査のため調査表と証明書類も提出願います。

Q 9. 妻の前年の所得証明書を見ると収入※が 130 万円（満 60 歳以上または障害年金受給者は 180 万円）を超えていたが、今年は 130 万円未満になると思われます。引き続き被扶養者でいることができますか。

A 9. 遡って 1 年間の被扶養者資格を取り消し、前年に支給した保険給付金を清算いたします。

後日、健康保険組合から請求書「返納告知書」をお送りします。

今年 130 万円（満 60 歳以上または障害年金受給者は 180 万円）を超える見込みがない場合は健康保険組合にお問合せください。

また、今年中に 130 万円（満 60 歳以上または障害年金受給者は 180 万円）を超える見込みになる場合は、速やかに申請様式(A 7 参照)に保険証を添えて、外す手続きを行ってください。

※前年中の認定ケースでは、認定後の収入(認定前の給与等含まず)をみます。

Q10. 学生（就学）の場合とはどのような範囲をいうのですか。

A10. 高校、高等専門学校、大学、大学院、各種専門学校（洋裁・美容、体育等）、予備校等を含みます。

なお、大学（夜間、通信課程）の昼間就業者や、防衛大学校、海上保安大学等は除きます。

Q11. 12月（1月）末で退職しますが、調査表を提出する必要がありますか。

A11. 調査表の備考欄に「12月（1月）末退職」と記入して提出ください。

添付書類は不要です。

退職後、転籍される方や「任意継続被保険者制度」を申請する方は、別途書類を添付することになります。